

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
蓮田市関山四丁目三四二九番一地先 から同市関山三丁目三五〇八番一地 先まで		区 間
二五・〇〇〃 四九・〇〇	二五・〇〇〃 四九・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二四〇・〇〇		延長 (メートル)
		備 考